危険物のATC内持ち込みに関する規定　　　　　　　　　　　　　　2015年6月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 先端技術センター

危険物のATC内持ち込みについて規定する。危険物とは薬品、油脂、高圧ガス等である。

危険物の管理は安全衛生推進室が天文台全体について行っており、ATC内における危険物運用管理についてはATC設備管理が担っている。プロジェクトがATC内に持ち込み使用する危険物はATC設備管理に届出を行い、使用許可を得てから使用すること。

危険物届出については様式に記入しATC設備管理に提出する。廃棄する場合も設備管理に届け出ること。

以上

ATC設備管理　atc-setsubi <at\_mark> ml.nao.ac.jp